

事業コード	08010502	政策コード	08	政策名	生活環境							
事業名	消費者行政強化事業	施策コード	01	施策名	犯罪・事故のない地域の実現							
		指標コード	05	施策目標(指標)名	自立した消費者の育成と消費者被害の防止							
部局名	生活環境部	課室名	県民生活課		班名	消費生活班	(tel)	1517	担当課長名	高橋佐紀子	担当者名	町本智美
評価対象事業の内容												
1-1. 事業実施当初の背景（施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか）				3. 事業目的（どういう状態にしたいのか）								
国が取り組むべき重要な消費者政策を推進するため創設された「地方消費者行政強化交付金」（平成30年度～）を活用し、社会経済情勢の変化によって生じる新たな消費者問題に適確に対応していく必要がある。				新たな消費者問題に対応した県及び市町村の消費生活相談体制の強化が図られるとともに、消費者教育が一層推進される。								
				(重点施策推進方針との関係) ●重点事業 ○その他事業								
1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題				4. 目的達成のための方法								
成年年齢の引下げに伴う若年者の消費者被害の発生・拡大が懸念されているほか、食品ロス削減推進法の施行等により、公正で持続可能な社会を目指した消費行動の実践が求められている。				①事業の実施主体		県、市町村						
				②事業の対象者・団体		一般県民、若年者等						
				③達成のための手段								
				・新たな消費者問題に対応した相談体制の整備（消費生活相談員の研修参加） ・新たな消費者問題に関する消費者教育の推進（食品ロス削減、エシカル消費の普及・啓発等） ・若年者への消費者教育の推進（教員向け指導力向上研修の実施等） ・市町村が行う上記取組に対する支援								
2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)				5. 昨年度の評価結果等 ●継続 ○改善 ○見直しまたは休廃止								
①ニーズを把握した対象 ☐ 受益者 ☒ 一般県民（時期：R04年02月）				①評価の内容								
②ニーズの変化の状況 ☐ a 増大した ☒ b 変わらない ☐ c 減少した												
③ニーズの把握の方法 ☐ アンケート調査 ☒ 各種委員会及び審議会 ☐ ヒアリング ☐ インターネット ☐ その他の手法（具体的に）				②評価に対する対応								
④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容												
消費者・事業者代表、学識経験者等で構成される秋田県消費生活審議会委員から意見を募ったところ、昨年度に引き続き、若年者等の被害防止や持続可能な開発目標に関する取組等、消費者教育の一層の推進について意見・要望が寄せられた。												
6. 事業の全体計画及び財源												
単位(千円)												
順位	事業内訳		左の説明		02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	全体(最終)計画	
01	消費者行政強化事業		新たな消費者問題に対応した相談体制の整備、新たな消費者問題に関する消費者教育の推進、若年者への消費者教育の推進		2,910	2,863	5,146	5,146	5,146	5,146		
02	消費者行政強化支援事業		市町村が行う新たな消費者問題に対応した取組への支援		492	1,618	4,391	4,391	4,391	4,391		
財源内訳		左の説明			3,402	4,481	9,537	9,537	9,537	9,537		
国庫補助金		地方消費者行政強化交付金			1,947	3,050	6,964	6,964	6,964	6,964		
県の債												
その他の		産業廃棄物対策基金繰入金			807	958	1,255	1,255	1,255	1,255		
一般財源					648	474	1,318	1,318	1,318	1,318		

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み									
指標名		新たな消費者問題に対応する消費者教育の推進							指標の種類
指標式		年間の消費者問題講演会への参加者数							○成果指標 ●業績指標
①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当									
指標Ⅰ	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度
	目標a	300	300	300	0	0	0	0	
	実績b	248	275	0	0	0	0	0	
	b/a	82.7%	91.7%	0%					
東北及び全国の状況		—							
②データ等の出典		生活センター事業概要等							
③把握する時期		○ 当該年度中 月 ● 翌年度 05月 ○ 翌々年度 月							
指標名									指標の種類
指標式									○成果指標 ○業績指標
①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ○ 非該当									
指標Ⅱ	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度
	目標a	0	0	0	0	0	0	0	
	実績b	0	0	0	0	0	0	0	
	a/b								
東北及び全国の状況									
②データ等の出典									
③把握する時期		○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月							
◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法									
①指標を設定することが出来ない理由									
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)									
1次評価									
									評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性 ● a ○ b ○ c								
	(理由) 若年者の消費者被害の拡大等を防止するための実践的な消費社教育や、ネット利用の低年齢化の課題に取り組む地域人材の養成、持続可能な開発目標に対応した啓発事業を推進しており、外部環境の変化等に対応している。								
	住民ニーズに照らした妥当性 ● a ○ b ○ c								
	(理由) 消費者問題は複雑化・多様化しており、消費者の年代や特性に応じた消費者教育・啓発活動の推進に対する消費者ニーズは高まっている。								
	県県との妥当性（民間、市町村、国との役割分担） ● a ○ b ○ c								
■ 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 ■ 県でなければ実施できないもの									
□ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの									
(理由) 消費者安全法により、消費者被害を防止し、消費者の安全を確保するための施策を実施することは、地方公共団体の責務とされている。									
また、国が推進する重要な消費者政策について、県としても積極的に取り組む必要がある。									

1 次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ☐ a 達成率100%以上 ● ☐ b 達成率80%以上100%未満 ○ ☐ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】 	☐ A ☒ B ☐ C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ☐ a 1.1～ ○ ☐ b 0.9～1.1 ○ ☐ c ～0.9 令和03年度の効果 令和03年度の決算額 / 令和02年度の効果 令和02年度の決算額 = (指標Ⅰ) 令和03年度の決算額 = (指標Ⅱ) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】 	☐ A ☒ B ☐ C
効率性の観点	2 コスト縮減のための取組状況 ☐ a 客観的で効果が高い ● ☐ b 取組んでいる ○ ☐ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 講演会の講師・会場選定の工夫、オンラインによる実施等により、コスト縮減を図っている。また若年者向けに、ネット広告やSNSを活用し、コスト縮減を図りつつ啓発活動を行っている。	☐ A ☒ B ☐ C
	2 コスト縮減のための取組状況 ☐ a 客観的で効果が高い ● ☐ b 取組んでいる ○ ☐ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】	
	講演会の講師・会場選定の工夫、オンラインによる実施等により、コスト縮減を図っている。また若年者向けに、ネット広告やSNSを活用し、コスト縮減を図りつつ啓発活動を行っている。	
総合評価	☒ A継続 ☐ B改善して継続 ☐ C見直し ☐ D休廃止 ☐ E終了	令和4年からの成年年齢引き下げへの対応として、引き続き、若年者への消費者教育の充実・強化を図るとともに、消費生活のデジタル化の進展や環境への配慮等、社会経済情勢の変化を明確に捉えた啓発活動を推進していく。 また、教育委員会など関係機関と連携しながら、より効果的・効率的な事業の実施に努めていく。
2 次評価		
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C (2次評価対象外)	☐ A継続 ☐ B改善して継続 ☐ C見直し ☐ D休廃止 ☐ E終了
評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
政策評価委員会意見		

事業コード	08010129			政策コード	08	政策名	生活環境				
事業名	安全・安心なまちづくり事業			施策コード	01	施策名	犯罪・事故のない地域の実現				
				指標コード	01	施策目標(指標)名	防犯意識の向上と防犯活動の促進				
部局名	生活環境部	課室名	県民生活課	班名	安全安心まちづくり・交通安全班	(tel)	1522	担当課長名	高橋佐紀子	担当者名	松森敦史

評価対象事業の内容				事業年度	平成16年度	～	令和99年度
1－1．事業実施当初の背景（施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか） 安全・安心に暮らすことのできる社会の実現は、県民共通の願いである。このためには地域が一体となった防犯活動や子どもの安全確保を推進する必要がある。一方で少子高齢化が急速に進行し、地域コミュニティ機能が減退している中、依然として高齢者を中心に除排雪作業中の人的事故が発生していることから、安全対策の普及啓発や高齢者等の社会的弱者に対する除排雪支援の仕組みづくりが必要である。また、社会全体で犯罪被害者等を支援していくためには、行政のみならず、県民、事業者、民間支援団体等から幅広く理解を得た上で進める必要がある。				3．事業目的（どういう状態にしたいのか） 県民や地域での防犯意識を高め、自主的な防犯活動を促進するとともに、犯罪被害者等の支援、雪下ろし等除排雪による雪害事故の防止、地域で支え合う除排雪支援体制の整備を図り、安全で安心なまちづくりを推進する。 (重点施策推進方針との関係) ○重点事業 ●その他事業			
1－2．外部環境の変化及び事業推進上の課題 本県においては、人口減少や少子高齢化の進行により、安全・安心なまちづくりを担う自主防犯活動団体の減少、活動員の高齢化や人手不足による活動規模の縮小のほか、除雪ボランティアなどの雪処理の担い手の確保が課題となっており、地域の支え合いによる除排雪支援体制の整備が急務となっている。また、犯罪被害者等の置かれた状況に対する県民の理解が十分とはいえない状況である。				4．目的達成のための方法 ①事業の実施主体 県、市町村、市町村社会福祉協議会等 ②事業の対象者・団体 市町村、自治会、県民等 ③達成のための手段 防犯活動の促進については、県民や地域での防犯意識を高め、自主的な防犯活動や子どもの安全確保を推進し、犯罪を防止する環境を整備する。犯罪被害者等の支援については、市町村や民間団体と連携して犯罪被害にあわれた方々を支援するほか、県民の被害者等に対する関心と理解を深める。雪対策の推進については、「第3次秋田県豪雪地帯対策基本計画」等に掲げる事業を着実に実施し、安全な除排雪作業の普及啓発のほか、除排雪等に取り組む団体の立ち上げ支援や体制の強化を図る。			
2．住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ①ニーズを把握した対象 □ 受益者 ■ 一般県民 (時期： R03 年 11 月) ②ニーズの変化の状況 ●a 増大した○b 変わらない ○c 減少した ③ニーズの把握の方法 □ アンケート調査 □各種委員会及び審議会 □ヒアリング □インターネット ■その他の手法 (具体的に 各地域振興局において雪対策連絡協議会を開催) ④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 各地域振興局管内において、人口の減少・少子高齢化の進行等により、地域の支え合いの力が大なり小なり弱まっており、除排雪の担い手不足を解消する取組などが求められている。				5．昨年度の評価結果等 ●継続 ○改善 ○見直しまたは休廃止 ①評価の内容 (一次評価結果) 「日本一安全安心な秋田県」の実現に向けて、防犯意識や犯罪被害者等への県民の理解を深めるための普及啓発のほか、「第3次秋田県豪雪地帯対策基本計画」に基づく安全な除排雪作業の普及啓発、除排雪支援を行う団体の立ち上げ支援等により、関連施策を着実に実施していく必要がある。 ②評価に対する対応 犯罪被害者等の置かれた状況に対する県民の理解を深めるため、県民のつどいにおいて、犯罪被害者遺族による講演を行ったほか、「冬の安全安心民間活力タイアップ事業」を実施し、県と包括連携協定を締結している企業と連携し、県民に対する除排雪中の事故防止の直接的な呼びかけ等を行った。また、除排雪支援を行う団体の新規設立及び既存団体の活動継続に対する支援を引き続き行った。			

6．事業の全体計画及び財源										単位(千円)
順位	事業内 記	左 の 説 明	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	全体(最終)計画	
01	防犯活動推進事業	県民や地域の防犯意識を高め、自主的な防犯活動や子どもの安全確保を推進する。	135	102	180	180	180	180		
02	犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者等の平穏な生活の早期回復及び犯罪被害者等を温かく見守り、支援する社会の形成を図るため、普及啓発や性暴力被害者サポートセンターの運営等を行う。	7,350	7,346	7,923	7,923	7,923	7,923		
03	雪対策推進事業	雪による人的被害を防止するため、安全な除排雪作業の普及啓発や地域において除排雪に取り組む団体の立ち上げ支援等を行う。	7,631	5,393	4,906	4,906	4,906	4,906		
財源内 記		左 の 説 明	15,116	12,841	13,009	13,009	13,009	13,009		
国庫補助金		性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金、人権啓発活動地方委託費	2,188	3,586	3,812	3,812	3,812	3,812		
県債										
その他の		寄附金、諸収入	106	100	100	100	100	100		
一般財源			12,822	9,155	9,097	9,097	9,097	9,097		

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

指標Ⅰ

指標名	除排雪団体数								指標の種類
指標式	県事業による除排雪団体の立ち上げ数（累積）								●成果指標 ○業績指標
①年度別の目標値（見込まれる効果）低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当									
指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
目標a	55	60	65	70	75	80	0		
実績b	51	57	0	0	0	0	0		
b／a	92.7%	95%	0%	0%	0%	0%			
東北及び全国の状況		他の都道府県で同様の事業を実施していない。							
②データ等の出典		県民生活課調べ							
③把握する時期		● 当該年度中 03 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月							

指標Ⅱ

指標名									指標の種類
指標式									○成果指標 ○業績指標
①年度別の目標値（見込まれる効果）低減目標指標 ○ 該当 ○ 非該当									
指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
目標a	0	0	0	0	0	0	0		
実績b	0	0	0	0	0	0	0		
a／b									
東北及び全国の状況									
②データ等の出典									
③把握する時期		○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月							

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することが出来ない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

1次評価

評価結果

課題に照らした妥当性 ● a ○ b ○ c

理由

住民ニーズに照らした妥当性 ● a ○ b ○ c

理由

県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担） ○ a ● b ○ c

法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 □ 県でなければ実施できないもの

民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの

理由

必要性的観点

1次評価

評価結果

有効性の観点

事業の効果（事業目標は達成されているのかどうか）適用の可否● 可 ○ 不可
○ a 達成率100%以上 ● b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満
【評価への適用不可又はcの場合の理由】

効率性の観点

1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可
○ a 1.1～ ○ b 0.9～1.1 ○ c ～0.9
〔令和03年度の効果
令和03年度の決算額〕 / 〔令和02年度の効果
令和02年度の決算額〕 = (指標Ⅰ)
〔評価への適用不可又はcの場合の理由〕 = (指標Ⅱ)

2 コスト縮減のための取組状況
○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない
【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】
会議開催等に関する事務経費の縮減や国の交付金を有効活用し、財源確保の手段を工夫するなど、可能な限りのコスト縮減に努めた。

総合評価

●A継続
○B改善して継続
○C見直し
○D休廃止
○E終了

「日本一安全安心な秋田県」の実現に向けて、防犯意識や犯罪被害者等への県民の理解を深めるための普及啓発のほか、「第3次秋田県豪雪地帯対策基本計画」に基づく安全な除排雪作業の普及啓発、除排雪支援を行う団体の立ち上げ支援等により、関連施策を着実に実施する必要がある。

2次評価

必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C

総合評価

○A継続
○B改善して継続
○C見直し
○D休廃止
○E終了

(2次評価対象外)

評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)

政策評価委員会意見

(様式4)継続事業中間評価調査 (令和04 年度実施事業) (事前評価 平成25 年)

評価確定日(令和04 年 05 月 06 日)

事業コード	08010501		政策コード	09	政策名	安全・安心な生活環境の確保							
事業名	消費生活安全・安心事業			施策コード	01	施策名	犯罪や事故のない地域づくり						
				指標コード	05	施策目標(指標)名	消費者の自立や被害防止に向けた取組の充実強化						
部局名	生活環境部	課室名	県民生活課		班名	消費生活班	(tel)	1517	担当課長名	高橋佐紀子	担当者名	町本智美	
評価対象事業の内容							事業年度	平成25年度～令和99年度					
1－1．事業実施当初の背景（施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか） 消費生活相談員の増員や相談室の整備等について、国の基金を基にした「消費生活相談臨時対策基金」（平成21～26年度）や、基金に代わって創設された「地方消費者行政推進交付金」（平成27年度～）を活用して取り組んできたが、県及び市町村の消費生活相談体制の充実や消費者教育の一層の推進など、消費者行政の更なる活性化を図る必要がある。					3．事業目的（どういう状態にしたいのか） 県及び市町村の消費生活相談体制の維持・充実が図られるとともに、消費者教育が一層推進される。								
					(重点施策推進方針との関係) ● 重点事業 ○ その他事業								
1－2．外部環境の変化及び事業推進上の課題 国では、消費生活相談体制の整備等を支援する「地方消費者行政推進交付金」（平成27～29年度）に代えて「地方消費者行政強化交付金」（平成30年度～）を創設し、国として取り組むべき重要な消費者政策を推進していくこととしたほか、地方公共団体に対して消費者行政予算の自主財源化を促しており、交付額が削減されている。					4．目的達成のための方法								
					①事業の実施主体	県、市町村							
2．住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ①ニーズを把握した対象 □ 受益者 ■ 一般県民（時期：R04年02月） ②ニーズの変化の状況 ○a 増大した●b 変わらない ○c 減少した ③ニーズの把握の方法 □ アンケート調査 ■ 各種委員会及び審議会 □ ヒアリング □ インターネット □ その他の手法（具体的に） ④ニーズの具体的な内容及び変化の状況の内容 消費者・事業者代表、学識経験者等で構成される秋田県消費生活審議会委員から意見を募ったところ、昨年度に引き続き、高齢者の特殊詐欺被害の未然防止に向けた啓発活動の強化や、消費生活相談体制の充実、持続可能な社会の実現の取組について意見・要望が寄せられた。					②事業の対象者・団体 一般県民、高齢者等								
					③達成のための手段 ・高齢者の特殊詐欺被害の防止（関係機関等と連携した啓発、多様な広報媒体を活用した啓発） ・地域における消費者問題解決力の強化（各種啓発講座の開催等） ・消費生活相談体制の強化（消費生活相談員の資質向上等） ・市町村が行う消費生活相談体制の整備等に対する支援								
6．事業の全体計画及び財源					5．昨年度の評価結果等 ○継続 ●改善 ○見直しまたは休廃止								
					①評価の内容	(一次評価結果) 「第2次秋田県消費者教育推進計画」の重点施策として「高齢者の消費者被害の未然防止」や「社会経済情勢の変化に対応した相談体制の充実と啓発推進」等を掲げており、今後も、高齢者等に対する啓発活動や県及び市町村の相談体制の充実を図っていく必要がある。新たにオンライン形式導入による出前講座等を実施し、対面式の出前講座とともに感染防止対策に努めながら、消費者教育・啓発活動を推進していく。							
					②評価に対する対応	秋田県消費者教育推進計画に基づき、市町村、県警察、教育委員会、社会福祉協議会等の関係機関・事業者と連携を図りながら、消費者教育・啓発活動を推進したほか、オンライン形式による出前講座にも一部対応し、感染防止対策に努めつつ啓発活動を行った。							
単位(千円)													
順位	事業内記			左の説明			02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	全体(最終)計画
01	消費生活安全・安心事業			高齢者の特殊詐欺被害の防止、地域における消費者問題解決力の強化、消費生活相談体制の強化			14,536	12,312	12,027	9,233	8,426	3,001	
02	消費生活安全・安心支援事業			市町村が行う消費生活相談体制の整備等に対する支援			6,896	7,538	9,940	7,654	4,476	2,817	
財源内訳		左の説明					21,432	19,850	21,967	16,887	12,902	5,818	
国庫補助金		地方消費者行政強化交付金					19,997	18,413	20,461	15,382	11,397	4,313	
県債													
その他		諸収入（金融広報委員会事業費、労働保険料納付金）					1,435	1,437	1,506	1,505	1,505	1,505	
一般財源													

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

指標名	消費者教育に向けた取組	指標の種類 ☐ 成果指標 ☒ 業績指標						
指標式	生活センターにおける年間の出前講座等への参加者数（出前講座と教育支援講座の参加者合計）							
①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ☐ 該当 ☒ 非該当								
指　標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度
目標a	10,000	10,000	0	0	0	0	0	
実績b	3,071	3,470	0	0	0	0	0	
b/a	30.7%	34.7%						
東北及び全国状況								
②データ等の出典		生活センター事業概要						
③把握する時期 ☐ 当該年度中 月 ☒ 翌年度 05月 ☐ 翌々年度 月								

指標名		指標の種類 ☐ 成果指標 ☒ 業績指標						
指標式								
①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ☐ 該当 ☐ 非該当								
指　標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度
目標a	0	0	0	0	0	0	0	
実績b	0	0	0	0	0	0	0	
a/b								
東北及び全国状況								
②データ等の出典								
③把握する時期 ☐ 当該年度中 月 ☐ 翌年度 月 ☐ 翌々年度 月								

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することが出来ない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

1次評価		評価結果
課題に照らした妥当性	● a ○ b ○ c	● A ○ B ○ C
(理由) 高齢者の特殊詐欺被害は依然として深刻な状況であり、消費者被害の未然防止のための啓発活動や相談体制の充実・強化により消費生活の安全・安心を図る事業の目的に合致している。		
住民ニーズに照らした妥当性	● a ○ b ○ c	
(理由) 県内の特殊詐欺被害に占める高齢者の割合が増加傾向にあることを踏まえ、啓発事業を拡充しており、妥当である。		
県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担）	● a ○ b ○ c	
■ 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 ■ 県でなければ実施できないもの		
□ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの		
(理由) 消費者安全法により、県は消費生活センターの設置が義務付けられている。		

1次評価						評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか）適用の可否●可 ○不可 ☐ a 達成率100%以上 ☐ b 達成率80%以上100%未満 ●c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】					○A
	新型コロナウイルス感染症の影響により、出前講座の依頼件数が大幅に減少したことによる。					○B ●C
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○可 ●不可 ☐ a 1.1～ ☐ b 0.9～1.1 ☐ c ～0.9 $\left[\frac{\text{令和03年度の效果}}{\text{令和03年度の決算額}} \right] / \left[\frac{\text{令和02年度の效果}}{\text{令和02年度の決算額}} \right] =$ (指標Ⅰ) $=$ (指標Ⅱ) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】					○A
	2 コスト縮減のための取組状況					
	☐ a 客観的で効果が高い ●b 取組んでいる ☐ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】					○C
コンビニエンスストアでの特殊詐欺被害防止の啓発グッズ配布、福祉関係者による見守り活動時の啓発など、県警察や事業者、福祉関係者等と連携しながら効果的・効率的な手法を組み合わせることで啓発活動を実施している。						
総合評価	☐ A継続 ●B改善して継続 ☐ C見直し ☐ D休廃止 ☐ E終了		「第2次秋田県消費者教育推進計画」の重点施策として「高齢者の消費者被害の未然防止」や「社会経済情勢の変化に対応した相談体制の充実と啓発推進」等を掲げており、今後も、高齢者等に対する啓発活動や県及び市町村の相談体制の充実を図っていく必要がある。対面式の出前講座とともにオンライン形式による出前講座等を実施し、感染予防対策に努めながら、消費者教育・啓発活動を推進していく。			
2次評価						
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C					
	(2次評価対象外)					
☐ A継続 ☐ B改善して継続 ☐ C見直し ☐ D休廃止 ☐ E終了						
評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)						
政策評価委員会意見						

事業コード	61010104			政策コード	61	政 策 名	安全で安心な生活環境の確保							
事 業 名	高齢者交通安全強化事業			施策コード	01	施 策 名	安全・安心なまちづくり							
				指標コード	01	施策目標(指標)名	県民運動の展開等による総合的な交通安全対策							
部 局 名	生活環境部	課室名	県民生活課	班名	安全安心まちづくり・交通安全班		(tel)	1523	担当課長名	高橋佐紀子	担当者名	松橋佑成		
評 価 対 象 事 業 の 内 容										事業年度	22	年度～	99	年度
1－1. 事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 県内における交通事故死者数に占める高齢者の割合が過半数を超える状況が続いていることから、高齢者を対象とした啓発活動だけでなく、高齢者以外にも対象を拡大するなど、様々な手段により高齢者の交通事故防止対策を推進する必要がある。					3. 事業目的(どういう状態にしたいのか) 関係機関・団体と連携し、各種交通安全運動や高齢者世帯の訪問活動等を通じて、反射材の効果への理解と着用を推進するとともに、県民一人ひとりの交通安全意識を高めることにより、高齢者の交通事故及び交通事故死傷者の発生を抑制する。									
					(重点施策推進方針との関係) ☐ 重点事業 ☒ その他事業									
1－2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題 高齢化の進展により、高齢の歩行者が犠牲になるだけでなく、高齢の運転者が加害者となる事故の増加も懸念されることから、歩行者に対する反射材の効果への理解と着用の推進に加え、運転者に対しては加齢に伴う体力や判断力の低下などの注意喚起も重要となっている。					4. 目的達成のための方法 ①事業の実施主体 県 ②事業の対象者・団体 一般県民 ③達成のための手段 ・県警察、市町村、関係機関・団体と連携した、高齢者に対する交通事故防止啓発チラシや反射材の配布による啓発活動の実施 ・テレビCMによる広報や反射材着用キャンペーン等の実施									
					5. 昨年度の評価結果等 ☐ 継続 ☒ 改善 ☐ 見直しまたは休廃止 ①評価の内容 (一次評価結果) 死者数に占める高齢者の割合が7割を超えていることから、高齢者の事故防止対策に重点的に取り組むため、夜間や夕暮れ時において、運転者に高齢者の存在をいち早く知らせることが出来る反射材の着用について、テレビCMや民生委員を通じた啓発など、様々な機会を捉えて県民に周知するとともに、関係機関・団体等と連携し、各種交通安全対策に取り組むこととする。 ②評価に 対する対応 高齢者を対象にしたイベントで反射材等を配布し啓発活動を行ったほか、10月に集中的にテレビCMを放映し、広く県民へ事故防止について周知した。また、民生委員に対し、高齢者宅等に個別訪問する際に、反射材の配布と着用効果の周知等について協力していただくよう依頼した。									
6. 事業の全体計画及び財源														
順位	事業内訳			左 の 説 明			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	全体(最終)計画	
01	反射材着用促進事業			県老人クラブ大会でのチラシ配布及び反射材の着用推進やテレビCMによる交通安全意識の啓発			2,256	1,413	1,416	1,416	1,416	1,416		
02	交通事故防止啓発事業			交通事故防止啓発チラシ及び啓発用品配布による交通安全意識の普及啓発			1,039	1,060	1,006	1,006	1,006	1,006		
03	自転車安全適正利用促進事業			自転車小売業者や事業者等を通じたチラシの配布による普及啓発				876	592	592	592	592		
財源内訳		左の説明					3,295	3,349	3,014	3,014	3,014	3,014		
国庫補助金														
県 債														
そ の 他														
一般財源							3,295	3,349	3,014	3,014	3,014	3,014		

評価確定日(令和 4 年 4 月 27 日)

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										1次評価		評価結果		
指標 I	指標名	高齢者の交通事故死傷者数							指標の種類	有効性の観点	事業の効果(事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 ☒ 可 ☐ 不可 ☒ a 達成率100%以上 ☐ b 達成率80%以上100%未満 ☐ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はCの場合の理由】	☒ A		
	指標式	令和2年以降は令和元年実績からの減を目標とし、令和4年は令和3年実績からの減を目標とした。							☒ 成果指標 ☐ 業績指標					
	①年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 ☐ 該当 ☐ 非該当										☐ B ☐ C			
	指標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	最終年度					
	目標a	470	380	340	0	0	0	0						
	実績b	389	344	0	0	0	0	0						
a/b	120.8%	110.5%												
東北及び全国状況		各県において各種交通安全対策を推進している。								1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ☐ 可 ☒ 不可 ☐ a 1.1~ ☐ b 0.9~1.1 ☐ c ~0.9 $\left[\frac{\text{平成30年度の効果}}{\text{平成30年度の決算額}} \right] \bigg/ \left[\frac{\text{平成29年度の効果}}{\text{平成29年度の決算額}} \right] = \text{(指標Ⅰ)}$ $\left[\frac{\text{平成30年度の効果}}{\text{平成30年度の決算額}} \right] \bigg/ \left[\frac{\text{平成29年度の効果}}{\text{平成29年度の決算額}} \right] = \text{(指標Ⅱ)}$ 【評価への適用不可又はCの場合の理由】	☐ A ☒ B ☐ C			
②データ等の出典		交通統計(県警察本部交通部)												
③把握する時期		☒ 当該年度中 1月 ☐ 翌年度 月 ☐ 翌々年度 月												
指標 II	指標名	高齢者の交通事故死者数							指標の種類	効率性の観点	2 コスト削減のための取組状況 ☐ a 客観的で効果が高い ☒ b 取組んでいる ☐ c 取組んでいない 【コスト削減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 高齢者交通事故防止のテレビCMについて、過年度の作品を修正して放送することで、制作に要する費用を削減している。	☐ A ☒ B ☐ C		
	指標式	令和2年以降は令和元年実績からの減を目標とし、令和4年は令和3年実績からの減を目標とした。							☒ 成果指標 ☐ 業績指標					
	①年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 ☐ 該当 ☐ 非該当													
	指標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	最終年度					
	目標a	17	25	22	0	0	0	0						
	実績b	26	23	0	0	0	0	0						
a/b	65.4%	108.7%												
東北及び全国状況		各県において各種交通安全対策を推進している。												
②データ等の出典		交通統計(県警察本部交通部)												
③把握する時期		☒ 当該年度中 1月 ☐ 翌年度 月 ☐ 翌々年度 月												
◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法														
①指標を設定することができない理由														
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)														
1次評価										2次評価				
観 点	必 要 性 の 観 点	課題に照らした妥当性 ☒ a ☐ b ☐ c 【理由】 高齢者の交通事故を防止するためには、高齢者世帯訪問による直接的な啓発活動のほか、高齢者が参加する各種イベントやテレビCM等を利用し、より多くの県民に向けた交通安全の啓発を行う必要がある。										総合評価	必要性-A-B-C 有効性-A-B-C 効率性-A-B-C	
		住民ニーズに照らした妥当性 ☐ a ☒ b ☐ c 【理由】 交通事故防止は県民の願いであり、今後さらに高齢化が進展する中、交通事故死者数のうち高齢者は過半数を超える状況が続いており、高齢者の死者数や負傷者数を減少させるための事業として妥当である。											総合評価 ☐ A継続 ☐ B改善して継続 ☐ C見直し ☐ D休廃止 ☐ E終了	
		県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担) ☒ a ☐ b ☐ c ☒ 法令・条例上の義務 ☐ 内部管理事務 ☐ 県でなければ実施できないもの ☐ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの											評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
		第11次秋田県交通安全計画に基づき、県は国や市町村、関係民間団体と連携して、交通安全に取り組むこととしている。											政策評価委員会意見	

事業コード	08020302			政策コード	08	政策名	生活環境					
事業名	阿仁熊牧場利活用推進事業			施策コード	02	施策名	快適で暮らしやすい生活の実現					
				指標コード	03	施策目標(指標)名	人と動物が共生する地域づくり					
部局名	生活環境部	課室名	生活衛生課	班名	食品安全・動物愛護班		(tel)	1593	担当課長名	永須昭夫	担当者名	藤井愛実

評価対象事業の内容				事業年度	平成28年度～令和99年度				
1-1. 事業実施当初の背景（施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか） 引き受け先の無い旧秋田八幡平クマ牧場のクマを受け入れるために整備された「阿仁熊牧場」において、動物愛護や自然を学ぶ場として活用するなど、阿仁熊牧場の適切な運営や集客を支援する必要がある。				3. 事業目的（どういう状態にしたいのか） 命の大切さや動物愛護、自然との共生などを学ぶ場としての認知度や満足度を向上させ、継続的な集客が図れる施設としていく。 (重点施策推進方針との関係) ○重点事業 ●その他事業					
				4. 目的達成のための方法					
1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題 R3年度はコロナ禍で県外客の集客が多く見込めなかったからか、前年度に比べて入園者数が減少した。県内客に学習の場として活用してもらえよう、情報発信や機能の充実を図り、利活用を推進していく必要がある。				①事業の実施主体				秋田県	
				②事業の対象者・団体				北秋田市	
2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ①ニーズを把握した対象 ■ 受益者 □ 一般県民 (時期: R03年12月) ②ニーズの変化の状況 ○a 増大した●b 変わらない ○c 減少した ③ニーズの把握の方法 □ アンケート調査 ■ 各種委員会及び審議会 □ ヒアリング □ インターネット □ その他の手法 (具体的に 阿仁熊牧場利活用推進協議会) ④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 阿仁熊牧場利活用推進協議会の委員からは、学習の場としての機能を充実し、校外学習として活用の強化を図る必要があることや、周辺の観光資源と連携を強化することなどにより、交流人口が拡大し地域活性化につながる施設となるよう期待されており、それらは昨年度から大きな変化はない。				③達成のための手段				阿仁熊牧場利活用推進協議会の開催、小中学校の校外学習としての利用の促進、園内ガイドやSNS等を活用した情報発信	
				5. 昨年度の評価結果等 ●継続 ○改善 ○見直しまたは休廃止					
				①評価の内容				(一次評価結果) 阿仁熊牧場利活用協議会での推進策を踏まえ、創意工夫をしながら同牧場の利活用を推進していく。また、命の大切さや動物愛護、自然との共生などを学ぶ場として活用できるよう、情報発信や機能の充実を図り集客に取り組む。	
				②評価に対する対応				雑誌・フリーペーパー等媒体へのPR広告の掲載、阿仁熊牧場公式SNSの開設による情報発信を行い、集客に取り組んでいる。	

6. 事業の全体計画及び財源										単位(千円)
順位	事業内訳	左の説明	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	全体(最終)計画	
01	阿仁熊牧場利活用推進事業	阿仁熊牧場利活用推進協議会の開催経費	203	54	123	123	123	123		
02	阿仁熊牧場PR等支援事業	小中学校等の校外学習誘致、園内ガイドや移動動物園の実施経費等	2,776	2,552	3,008	3,008	3,008	3,008		
財源内訳		左の説明	2,979	2,606	3,131	3,131	3,131	3,131		
国庫補助金										
県債										
その他の										
一般財源			2,979	2,606	3,131	3,131	3,131	3,131		

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み									
指標Ⅰ	指標名	校外学習利用者数							指標の種類
	指標式	校外学習として利用した学校等の実数							○成果指標 ●業績指標
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
	指 標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度
	目標a	10	10	10	10	10	10	10	10
	実績b	12	10	0	0	0	0	0	
b／a		120%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	
東北及び全国の状況		比較する施設無し							
②データ等の出典		北秋田市より							
③把握する時期		○ 当該年度中 月 ● 翌年度 04月 ○ 翌々年度 月							
指標Ⅱ	指標名								指標の種類
	指標式								○成果指標 ○業績指標
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ○ 非該当								
	指 標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度
	目標a	0	0	0	0	0	0	0	
	実績b	0	0	0	0	0	0	0	
a／b									
東北及び全国の状況									
②データ等の出典									
③把握する時期		○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月							
◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法									
①指標を設定することが出来ない理由									
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)									
観 点	1 次評価								評価結果
	課題に照らした妥当性	● a ○ b ○ c							● A ○ B ○ C
	理由	校外学習の誘致、雑誌等へのPR広告やSNSによる情報発信を実施したことにより、課題に適切に対応している。							
	住民ニーズに照らした妥当性	● a ○ b ○ c							
	理由	熊牧場公式ウェブサイトを開設したところ、開園期間中は13万件を超えるアクセスがあったことや、毎年校外学習に参加の意向を示す学校があることから、住民ニーズが増大していると考えられる。							
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担）	● a ○ b ○ c							
理由	県と北秋田市との覚書による。								
必要性的観点									
法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 ■ 県でなければ実施できないもの □ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの									
政策評価委員会意見									

1 次評価										評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否● 可 ○ 不可 ● a 達成率100%以上 ○ b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】									● A ○ B ○ C
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1～ ○ b 0.9～1.1 ○ c ～0.9 〔令和03年度の効果 令和03年度の決算額〕 / 〔令和02年度の効果 令和02年度の決算額〕 = (指標Ⅰ) 〔評価への適用不可又はcの場合の理由〕 = (指標Ⅱ)									○ A ● B ○ C
	2 コスト縮減のための取組状況									
	○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 北秋田市担当者との打合わせは電話、メール等で行うことで旅費等を縮減する取組を行っている。									
総合評価	● A継続 ○ B改善して継続 ○ C見直し ○ D休廃止 ○ E終了		阿仁熊牧場利活用協議会での推進策を踏まえ、創意工夫をしながら同牧場の利活用を推進していく。また、命の大切さや動物愛護、自然との共生などを学ぶ場として活用できるよう、情報発信や機能の充実を図り集客に取り組む。							
2 次評価										
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C									
	○ A継続 ○ B改善して継続 ○ C見直し ○ D休廃止 ○ E終了		(2次評価対象外)							
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)									
	政策評価委員会意見									

事業コード	08020101			政策コード	08	政策名	生活環境					
事業名	あきたの食安全・安心推進事業			施策コード	02	施策名	快適で暮らしやすい生活の実現					
				指標コード	01	施策目標(指標)名	食品の安全の確保と水道事業の基盤強化への支援					
部局名	生活環境部	課室名	生活衛生課	班名	食安全・動物愛護班		(tel)	1593	担当課長名	永須昭夫	担当者名	若狹大志

評価対象事業の内容				事業年度	平成22年度～令和99年度		
1－1．事業実施当初の背景（施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか） 全国的に食品の安全性に対する消費者の信頼性が損なわれる事件が相次ぎ、食品の安全性を確保し、消費者に安心してもらうためには、生産から消費に至る食品供給工程の各段階において、それぞれが科学的根拠に基づいて安全性を確保する取組が求められている。				3．事業目的（どういう状態にしたいのか）			
				食品事業者を対象に秋田県HACCP認証の推進等、衛生管理に関する技術的支援を行い、県産加工食品の安全・安心の確保につなげる。また、全ての事業者にはHACCPに沿った衛生管理を実施させ、法令遵守に導く。			
				(重点施策推進方針との関係) ○重点事業 ●その他事業			
1－2．外部環境の変化及び事業推進上の課題 令和3年6月にHACCPに沿った衛生管理が義務化されたが、HACCPに沿った衛生管理の導入が進まず、完全には対応できていない事業者が多い。また、県内の食品事業者から、HACCPに基づく衛生管理に関する証明等の要求が増している。				4．目的達成のための方法			
				①事業の実施主体		県	
				②事業の対象者・団体		食品事業者、県民	
2．住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ①ニーズを把握した対象 ■ 受益者 □ 一般県民 (時期：R04年04月) ②ニーズの変化の状況 ○a 増大した●b 変わらない ○c 減少した ③ニーズの把握の方法 □ アンケート調査 □ 各種委員会及び審議会 □ ヒアリング □ インターネット ■ その他の手法 (具体的に 講習会等) ④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理が義務化されたことの周知のため、衛生管理講習会を県内で計114回実施したところ、3870名が参加し、昨年度とほぼ同等のニーズがあった。				③達成のための手段			
				・研修会、セミナー等の開催 ・手引書による秋田県HACCP認証取得に向けた支援 ・食品営業施設の巡回指導			
				5．昨年度の評価結果等 ○継続 ●改善 ○見直しまたは休廃止			
①評価の内容				(一次評価結果) 新型コロナウイルスの影響で食品衛生推進員の巡回指導件数が大幅に減ったことから一部の事業目標が達成できなかった。しかしながら、HACCPに沿った衛生管理は秋田県版HACCPの認証を取得する事業者は増えており、講習会には多人数が参加し、事業者の関心は高く必要性は十分である。今後はHACCP認証取得業者を増やし、HACCPに基づいた衛生管理に取組む事業者が増えることで、さらなる成果が見込まれる。			
				②評価に対する対応			

6．事業の全体計画及び財源										単位(千円)	
順位	事業内 記		左 の 説 明		02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	全体(最終)計画
01	秋田県HACCP認証推進事業		食品事業者に対し、秋田県HACCP認証制度の普及や、手引書を活用した支援により、秋田県HACCP認証取得の導入を推進する。		3,345	1,123	2,437	2,437	2,437	2,437	2,437
02	自主的衛生管理強化事業		食品事業者が実施する自主的衛生管理の強化を支援する。		2,645	2,468	3,047	3,047	3,047	3,047	3,047
03	食品安全・安心推進事業		「秋田県食品の安全・安心に関する条例」及び基本計画等に基づき、食品の安全・安心に関する総合的な施策の推進を図る。		532	48	356	356	356	356	356
財源内 記			左 の 説 明		6,522	3,639	5,840	5,840	5,840	5,840	5,840
国庫補助金											
県債											
その他の			産業廃棄物対策基金繰入金		4,003	2,366	4,942	4,942	4,942	4,942	4,942
一般財源					2,519	1,273	898	898	898	898	898

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標Ⅰ	指標名	秋田県HACCP認証取得件数							指標の種類	
	指標式	秋田県HACCP認証取得件数（延べ数）							●成果指標 ○業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当									
	指 標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	180	200	220	240	260	270	280		
	実績b	188	221	0	0	0	0	0		
	b / a	104.4%	110.5%	0%	0%	0%	0%	0%		
	東北及び全国の状況 全国で自治体HACCPを実施している都道府県は30自治体									
	②データ等の出典 鶏卵肉情報センター（月刊HACCP）									
	③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 04月 ○ 翌々年度 月									
指標Ⅱ	指標名	自主的衛生管理巡回指導件数							指標の種類	
	指標式	食品衛生推進員による自主的衛生管理巡回指導件数							○成果指標 ●業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当									
	指 標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000		
	実績b	6,075	7,542	0	0	0	0	0		
	b / a	75.9%	94.3%	0%	0%	0%	0%	0%		
	東北及び全国の状況 全国の自治体で食品衛生推進員による巡回指導を実施している。									
	②データ等の出典 （公社）秋田県食品衛生協会業務実績報告									
	③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 04月 ○ 翌々年度 月									
○指標を設定することができない場合の効果の把握方法										
①指標を設定することが出来ない理由										
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										
1次評価										
観 点	課題に照らした妥当性	● a ○ b ○ c							評価結果	
	理由	秋田県版HACCP認証の推進及びHACCP制度化の周知は、事業者にはACCPに沿った衛生管理の義務化に対応させる目的に沿っている。								
	住民ニーズに照らした妥当性	○ a ● b ○ c							○ A	
	理由	令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理が義務化されたことから昨年度より周知が進んだものの、全ての事業者には周知されておらず、さらに秋田県版HACCP認証を希望する事業者が増えている状況であるため横ばいである。							● B	
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担）	● a ○ b ○ c								
	■ 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 □ 県でなければ実施できないもの	□ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの							○ C	
	理由	令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理が義務化された。								
1次評価										
観 点	1 次評価									
	有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ○ a 達成率100%以上 ● b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】							評価結果	
									○ A ● B ○ C	
	効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和03年度の効果 令和03年度の決算額〕 / 〔令和02年度の効果 令和02年度の決算額〕 = (指標Ⅰ) 〔評価への適用不可又はcの場合の理由〕 = (指標Ⅱ)							○ A ● B ○ C	
		2 コスト縮減のための取組状況								
		○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】								
	総合評価	● A継続 ○ B改善して継続 ○ C見直し ○ D休廃止 ○ E終了		HACCPに沿った衛生管理が令和3年6月に義務化されたことから、制度の周知が昨年度に比較して進んだ状況でありながら、昨年度に比較して住民ニーズとしては横ばいであった。このことから、まだ全ての事業者への周知には至っていないこと、秋田県版HACCPの認証の取得を希望する事業者は増えていることが推察され、必要性は十分である。						
		2次評価								
	観 点	2 次評価								
総合評価		必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C								
		○ A継続 ○ B改善して継続 ○ C見直し ○ D休廃止 ○ E終了								
(2次評価対象外)										
評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)										
政策評価委員会意見										

事業コード	08020301			政策コード	08	政策名	生活環境					
事業名	動物にやさしい秋田推進事業			施策コード	02	施策名	快適で暮らしやすい生活の実現					
				指標コード	03	施策目標(指標)名	人と動物が共生する地域づくり					
部局名	生活環境部	課室名	生活衛生課	班名	食品安全・動物愛護班		(tel)	1593	担当課長名	永須昭夫	担当者名	福岡幹大

評価対象事業の内容		事業年度	平成27年度	～	令和99年度
1－1．事業実施当初の背景（施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか） 近年、動物愛護に対する県民の関心が高まってきており、開設以来27年経過し老朽化が進んだ動物管理センターは、かつての殺処分施設としての機能に加え、適正譲渡推進の場、命の大切さを学ぶ場としての機能を拡充するため改修工事を行うとともに、動物愛護センター（仮称）の新築工事を進めている。また、「人と動物が共生する社会の形成」を更に推進していくためには、県民、飼い主等の意識の向上をより一層図るとともに、動物愛護団体やボランティア等との協働が不可欠となっている。		3．事業目的（どういう状態にしたいのか） ・動物愛護センターの建設及び動物管理センターの改修　・ボランティア等との協働により、犬猫の殺処分頭数を減らし、命を大切にし、やさしさのあふれる人と動物が共生する社会の形成を推進する。 (重点施策推進方針との関係)　　○重点事業　　●その他事業			
1－2．外部環境の変化及び事業推進上の課題 住民の動物愛護の意識の高まりや、動物愛護センターを開設したことによる譲渡数の増加により、犬猫の殺処分数は大幅に減少してきた。しかし、近年では多頭飼育崩壊などの新たな問題が多く発生したことにより、特に猫の収容数が増加し、殺処分数は下げ止まり傾向にある。		4．目的達成のための方法 ①事業の実施主体　県 ②事業の対象者・団体　県民 ③達成のための手段 ・動物愛護センターの建設及び動物管理センターの改修の実施　・動物愛護団体との協働による譲渡の実施、ボランティアの募集・育成及び地域猫対策の実施　・デジタル技術を活用した適正飼養の普及啓発及び譲渡の推進			
2．住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ①ニーズを把握した対象　□ 受益者　■ 一般県民　（時期： R03 年 07 月） ②ニーズの変化の状況　　○a 増大した●b 変わらない　○c 減少した ③ニーズの把握の方法 □ アンケート調査　□各種委員会及び審議会　□ヒアリング　□インターネット ■その他の手法　（具体的に 動物愛護管理推進計画に対するパブリックコメント　） ④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 第3次秋田県動物愛護管理推進計画に対するパブリックコメントでは、「多頭飼育問題に早期対応してほしい」「引取り数の減少に向けて取り組んでほしい」などの犬猫の適正飼養や収容数減少に着目した意見が出ている。ニーズの内容について昨年度から大きな変化はない。		5．昨年度の評価結果等　○継続　　●改善　　○見直しまたは休廃止 ①評価の内容 （一次評価結果）　動物愛護センターを「人と動物が共生する社会の形成」を図るための拠点施設として活用するとともに、猫の適正飼養の啓発等をさらに積極的に取組むことによって「動物にやさしい秋田」を推進していく。 ②評価に対する対応 住民ニーズや整備構想を踏まえた設計を実施した。また、動物愛護団体と共同の譲渡会の実施、ボランティアの育成と試行等を実施し、譲渡数の増加と殺処分の減少に繋がった。			

6．事業の全体計画及び財源										単位(千円)
順位	事業内 記	左 の 説 明	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	全体(最終)計画	
01	動物愛護センター（仮称）整備事業	動物愛護センターの新築工事を実施する。								
02	動物愛護センター（仮称）整備関連事業	動物愛護センターの物品調達など開設の準備。								
03	「人と動物が共生する社会の形成」推進事業	ボランティアの育成、犬猫の適正譲渡の推進、地域猫対策の実施。	5,214	1,871	1,983	1,983	1,983	1,983		
04	動物にやさしい秋田PR事業	動物愛護センターの周知により「動物にやさしい秋田」をPRする。	10,989	2,344	2,144	2,144	2,144	2,144		
05	保健所犬猫収容施設改修事業	保健所の犬猫収容施設を改修する。								
06	デジタル技術を活用した動物の愛護及び管理推進事業	デジタル技術を活用し、適正飼養の普及啓発及び譲渡事業等のさらなる推進を図る。			2,500	2,500	2,500	2,500		
財源内 記		左 の 説 明	16,203	4,215	6,627	6,627	6,627	6,627		
国 庫 補 助 金		地方創生推進交付金	5,422							
県 債										
そ の 他		自治総合センターシンボジウム助成金、企業版ふるさと納税	4,600	600	600	600	600	600		
一 般 財 源			6,181	3,615	6,027	6,027	6,027	6,027		

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

指標Ⅰ

指標名	犬猫の殺処分頭数								指標の種類
指標式	動物愛護管理推進計画の数値目標に基づき設定した犬猫の殺処分頭数								●成果指標 ○業績指標
①年度別の目標値（見込まれる効果）低減目標指標 ● 該当 ○ 非該当									
指 標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
目標a	0	0	0	0	0	0	0	0	
実績b	18	43	0	0	0	0	0	0	
a／b									
東北及び全国の状況		各自治体で殺処分頭数の低減を目指している。							
②データ等の出典		実績報告による。							
③把握する時期		○ 当該年度中 月 ● 翌年度 05月 ○ 翌々年度 月							

指標Ⅱ

指標名	動物ふれあい事業参加者数								指標の種類
指標式	動物ふれあい事業参加者数								○成果指標 ●業績指標
①年度別の目標値（見込まれる効果）低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当									
指 標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
目標a	11,400	12,800	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000		
実績b	34,586	9,080	0	0	0	0	0	0	
b／a	303.4%	70.9%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
東北及び全国の状況		犬のしつけ方教室、ふれあい教室等を各自治体が実施している。							
②データ等の出典		実績報告による。							
③把握する時期		○ 当該年度中 月 ● 翌年度 05月 ○ 翌々年度 月							

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することが出来ない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

1次評価

評価結果

課題に照らした妥当性 ● a ○ b ○ c

理由「人と動物が共生する社会の形成」を推進するために、拠点施設を活用し、普及啓発や動物愛護団体等との協働の推進を図るものであり、目標達成のために必要である。

住民ニーズに照らした妥当性 ○ a ● b ○ c

理由殺処分ゼロに向けた取組は「動物にやさしい秋田」として、県民から大きなニーズがある。

県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担） ● a ○ b ○ c

■ 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 □ 県でなければ実施できないもの

□ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの

理由動物の愛護及び管理に関する法律等に基づき、県が主体となって行う必要がある。

1次評価

評価結果

有効性の観点

事業の効果（事業目標は達成されているかどうか）適用の可否● 可 ○ 不可
○ a 達成率100%以上 ○ b 達成率80%以上100%未満 ● c 達成率80%未満
【評価への適用不可又はcの場合の理由】
指標Ⅰについては、目標数値を0としているため達成率の計算ができない。殺処分数の増加は動物愛護センターの存在が広く知られ、特に猫の引取りに関する相談が増加したことによる。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、動物愛護センターにおける業務が制限され、動物ふれあい事業参加数が減少した。

効率性の観点

1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可
○ a 1.1～ ○ b 0.9～1.1 ○ c ～0.9
〔令和02年度の効果
令和03年度の効果〕 / 〔令和03年度の決算額
令和02年度の決算額〕 = (指標Ⅰ)
= (指標Ⅱ)
【評価への適用不可又はcの場合の理由】

2 コスト縮減のための取組状況
● a 客観的で効果が高い ○ b 取組んでいる ○ c 取組んでいない
【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】
動物愛護団体やボランティアを活用することにより、コストを抑えた事業を実施している。

総合評価

○A継続
●B改善して継続
○C見直し
○D休廃止
○E終了

動物愛護センターを「人と動物が共生する社会の形成」を図るための拠点施設として活用するとともに、猫の適正飼養の啓発等をさらに積極的に取り組むことによって「動物にやさしい秋田」を推進していく。

2次評価

必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C

総合評価

○A継続
○B改善して継続
○C見直し
○D休廃止
○E終了

(2次評価対象外)

評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)

政策評価委員会意見

(様式4)継続事業中間評価調査 (令和04 年度実施事業) (事前評価 平成20 年)

評価確定日(令和04 年 04 月 19 日)

事業コード		0802021		政策コード		08		政 策 名		生活環境	
事業名		生活衛生関係営業育成事業費		施策コード		02		施 策 名		快適で暮らしやすい生活の実現	
				指標コード		02		施策目標(指標)名		生活衛生営業者への支援	
部 局 名		生活環境部		課 室 名		生活衛生課		班名		調整・生活衛生・水道班	
						(tel)		1592		担当課長名	
								永須 昭夫		担当者名	
										武藤愛美	
評価対象事業の内容										事業年度	
1ー1. 事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか)										平成20年度	
生活衛生関係営業(理容、美容、クリーニング、公衆浴場、飲食店等。以下「生衛業」という。)は県民の日常生活と密接な関わりを持ち、本県の公衆衛生の向上に寄与する重要な役割を担っており、生活衛生営業施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図る必要がある。										令和99年度	
3. 事業目的(どういう状態にしたいのか)											
生活衛生関係営業施設の改善向上、経営の健全化、生活衛生関係営業の振興等を通じて生衛業の衛生水準の維持向上を図る。											
(重点施策推進方針との関係)										○ 重点事業	
										● その他事業	
4. 目的達成のための方法											
①事業の実施主体										(公財)秋田県生活衛生営業指導センター	
②事業の対象者・団体										各生活衛生営業者	
③達成のための手段											
										経営・融資等に関する相談・指導体制の整備を図るため、(公財)秋田県生活衛生営業指導センターに対し運営費及び事業費を助成する。	
2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)											
①ニーズを把握した対象										■ 受益者	
										□ 一般県民	
(時期: R04 年 03 月)											
②ニーズの変化の状況										○a 増大した	
										●b 変わらない	
										○c 減少した	
③ニーズの把握の方法											
■ アンケート調査										□ 各種委員会及び審議会	
■ ヒアリング										□ インターネット	
■ その他の手法										(具体的に (公財)秋田県生活衛生営業指導センターへの相談等)	
④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容											
(公財)秋田県生活衛生営業指導センターが実施する研修会のテーマに関して、「法的知識の向上」や「感染症予防」をテーマに、経営者のみならず、従業員向けの研修会・講習会の開催を希望する等の意見が寄せられているが、それらは昨年度から大きな変化はない。											
6. 事業の全体計画及び財源											
単位(千円)											
順位	事業内 記			左 の 説 明			02年度	03年度	04年度	05年度	06年度
01	生活衛生関係営業育成指導事業費			生活衛生営業者の経営・融資等に関する相談・指導体制の整備を図るため、公益財団法人秋田県生活衛生営業指導センターの運営及び事業経費に対して助成する。			15,148	15,148	20,350	20,350	20,350
財源内 記		左 の 説 明					15,148	15,148	20,350	20,350	20,350
国 庫 補 助 金		生活衛生関係営業対策事業費補助金					7,574	7,574	10,175	10,175	10,175
県 債											
そ の 他											
一 般 財 源							7,574	7,574	10,175	10,175	10,175

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標Ⅰ	指標名	経営・融資等相談件数							指標の種類	
	指標式	相談件数							○成果指標 ●業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	430	430	430	430	430	430	430	0	
	実績b	318	472	0	0	0	0	0	0	
b/a		74%	109.8%	0%	0%	0%	0%	0%		
東北及び全国の状況		指導センターは各都道府県に設置されており、同種の事業を実施している								
②データ等の出典		実績報告書								
③把握する時期		○ 当該年度中 月 ● 翌年度 05月 ○ 翌々年度 月								
指標Ⅱ	指標名	研修会、講習会等への参加人数							指標の種類	
	指標式	参加人数							○成果指標 ●業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当									
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	400	400	400	400	400	400	400	400	
	実績b	375	215	0	0	0	0	0	0	
b/a		93.8%	53.8%	0%	0%	0%	0%	0%		
東北及び全国の状況		指導センターは各都道府県に設置されており、同種の事業を実施している								
②データ等の出典		実績報告書								
③把握する時期		○ 当該年度中 月 ● 翌年度 05月 ○ 翌々年度 月								
○指標を設定することができない場合の効果の把握方法										
①指標を設定することが出来ない理由										
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										
1次評価										
観 点	課題に照らした妥当性	● a ○ b ○ c								評価結果
	理由	経営の健全化等、生活衛生関係営業者からの相談・指導等を通じて、衛生水準の維持向上や利用者・消費者のニーズに対応し、生活衛生関係営業全般の健全な発展に寄与している。								
	住民ニーズに照らした妥当性	○ a ● b ○ c								
	理由	生活衛生関係営業者数は減少傾向にあるものの、依然として（公財）秋田県生活衛生営業指導センターが実施している融資相談等の各種事業のニーズは高い。								
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担）	● a ○ b ○ c								
	理由	法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 □ 県でなければ実施できないもの □ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの								
（公財）秋田県生活衛生営業指導センターは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」第57条の3の規定に基づき、県が指定した機関である。										
1次評価										
評価結果										
1次評価										
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ○ a 達成率100%以上 ○ b 達成率80%以上100%未満 ● c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】									評価結果
	相談件数については目標を達成したものの、新型コロナウイルス感染症の影響で、研修会・講習会等への参加人数が減少した。									
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和03年度の効果 令和03年度の決算額〕 / 〔令和02年度の効果 令和02年度の決算額〕 = (指標Ⅰ) 〔評価への適用不可又はcの場合の理由】 = (指標Ⅱ)									○ A ● B ○ C
	2 コスト縮減のための取組状況									
	○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】									
	会議や研修会等で使用する印刷用紙を減らし、経費削減に取り組んでいる。また、インターネットによる情報発信を進めており、広報紙やチラシの削減につなげている。									
総合評価	○A継続 ●B改善して継続 ○C見直し ○D休廃止 ○E終了		新型コロナウイルス感染症の影響で、研修会・講習会等への参加人数が減少し、一部の事業目標を達成することができなかった。しかし、（公財）秋田県生活衛生営業指導センターの役割は、依然、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上に重要であることから、相談・指導体制の見直し・効率化を図りながら、事業を継続していく必要がある。							
	2次評価									
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C									
	○A継続 ○B改善して継続 ○C見直し ○D休廃止 ○E終了		(2次評価対象外)							
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)									
	政策評価委員会意見									

事業コード	08020102			政策コード	08	政策名	生活環境						
事業名	新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証事業			施策コード	02	施策名	快適で暮らしやすい生活の実現						
				指標コード	01	施策目標(指標)名	食品の安全の確保と水道事業の基盤強化への支援						
部局名	生活環境部	課室名	生活衛生課	班名	食品安全・動物愛護班		(tel)	1593	担当課長名	永須昭夫	担当者名	天明さおり	
評価対象事業の内容													
1-1. 事業実施当初の背景（施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか） 秋田県内においても、新型コロナウイルス感染症の飲食の機会を介した感染が確認されており、川反・大町地区では面的クラスターが発生している。内閣官房等から、第三者認証制度の導入を強く求められている。					3. 事業目的（どういう状態にしたいのか） 「新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証制度」を継続することにより、飲食店における感染防止対策の徹底を図るとともに、安心して利用できる環境を整備する。また、緊急事態宣言等の下において認証店における人数制限の緩和を可能とする「ワクチン・検査パッケージ制度」の運用により、感染防止対策と日常生活の回復を図る。 (重点施策推進方針との関係) ☐ 重点事業 ☒ その他事業								
					4. 目的達成のための方法								
1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題 当初、令和4年2月28日まで認証申請を受け付ける予定であったが、新型コロナウイルス変異株による感染の拡大が懸念されることから、引き続き感染防止対策の徹底を図り、安心して飲食できる環境を提供する必要がある。					①事業の実施主体		県						
					②事業の対象者・団体		客席を設けて食事等を提供する飲食店						
2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ①ニーズを把握した対象 ☒ 受益者 ☐ 一般県民 (時期: R03年05月) ②ニーズの変化の状況 ☐ a 増大した ☒ b 変わらない ☐ c 減少した ③ニーズの把握の方法 ☐ アンケート調査 ☐ 各種委員会及び審議会 ☒ ヒアリング ☐ インターネット ☐ その他の手法 (具体的に) ④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 飲食業生活衛生同業組合等から、第三者認証制度の創設を要望された。住民ニーズについては、昨年度から大きな変化はない。					③達成のための手段		飲食店からの申請に基づき、感染防止対策の実施状況を確認し、基準に適合すると認めたときは認証する。						
					5. 昨年度の評価結果等 ☒ 継続 ☐ 改善 ☐ 見直しまたは休廃止								
					①評価の内容								
					②評価に対する対応								
6. 事業の全体計画及び財源													
単位(千円)													
順位	事業内訳			左の説明			02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	全体(最終)計画
01	新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証事業			飲食店からの申請に基づき、感染防止対策の実施状況を確認し、基準に適合すると認めたときは認証する。				67,775	69,838				137,613
財源内訳		左の説明											
国庫補助金		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金											
県の債													
その他の		諸収入（会計年度職員労働保険料）											
一般財源													
													137,613

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標Ⅰ	指標名	認証施設数							指標の種類	
	指標式	認証施設数							○成果指標 ●業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当									
	指 標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	0	2,000	700	0	0	0	0		
	実績b	0	925	0	0	0	0	0		
b/a			46.3%	0%						
東北及び全国の状況		全国の都道府県においても同様の第三者認証制度を運用している。								
②データ等の出典		事業実績報告								
③把握する時期		● 当該年度中 03 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月								
指標Ⅱ	指標名								指標の種類	
	指標式								○成果指標 ○業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ○ 非該当									
	指 標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	0	0	0	0	0	0	0		
	実績b	0	0	0	0	0	0	0		
a/b										
東北及び全国の状況										
②データ等の出典										
③把握する時期		○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月								
◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法										
①指標を設定することが出来ない理由										
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										
1 次評価										
観 点	課題に照らした妥当性	● a ○ b ○ c							評価結果	
	理由	新型コロナウイルス感染症の流行下において、適切な感染防止対策を講じる飲食店を県が認証することにより、飲食店における感染防止対策の徹底に寄与することができる。								
	住民ニーズに照らした妥当性	○ a ● b ○ c							○ A	
	理由	適切な感染防止対策が講じられていることを第三者が確認、認証することにより、県民に安心して飲食店を利用してもらう環境を整備することができる。							● B	
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担）	● a ○ b ○ c								
	理由	□ 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 ■ 県でなければ実施できないもの □ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの							○ C	
令和3年4月30日付以内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進等事務連絡「飲食店認証制度における感染防止対策を徹底する第三者認証制度の導入について」により、第三者認証制度の導入と基準（案）が示され、内閣府副大臣から知事に対し導入について強い要請が行われた。										
1 次評価										
観 点	指標名								指標の種類	
	指標式								○成果指標 ○業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ○ 非該当									
	指 標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	0	0	0	0	0	0	0		
	実績b	0	0	0	0	0	0	0		
a/b										
東北及び全国の状況										
②データ等の出典										
③把握する時期		○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月								
◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法										
①指標を設定することが出来ない理由										
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										
2 次評価										
観 点	必要性 - A - B - C	有効性 - A - B - C							効率性 - A - B - C	
	○A継続 ○B改善して継続 ○C見直し ○D休廃止 ○E終了	(2次評価対象外)								
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)									
	政策評価委員会意見									

事業コード	08030201			政策コード	08	政策名	生活環境						
事業名	合併処理浄化槽設置整備事業費			施策コード	03	施策名	安らげる生活基盤の創出						
				指標コード	02	施策目標(指標)名	良好な生活排水処理基盤の整備						
部局名	建設部	課室名	下水道マネジメント推進課		班名	調整・広域・共同推進班		(tel)	2461	担当課長名	川村 潤	担当者名	菅野 隼也

評価対象事業の内容

事業年度平成03年度～令和99年度

1－1．事業実施当初の背景（施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか） 公共用水域の水質の保全及び快適な生活の確保のためには、公共下水道、集落排水等の生活排水処理施設の整備と並行して、合併処理浄化槽の整備が必要である。そのため市町村が実施する浄化槽事業に対し、国や県が補助を行い、設置主体である県民の負担を軽減することで、合併処理浄化槽の設置を促進させる。 1－2．外部環境の変化及び事業推進上の課題 合併処理浄化槽を含む下水道等の生活排水処理施設整備は着実に進んでいるものの、秋田県の汚水処理人口普及率は令和2年度末で88.4％であり、全国平均の92.1％に比べていまだに立ち後れている。 また、平成28年度に生活排水処理構想を見直した結果、急速な人口減少に伴い汚水処理施設の整備手法が集合処理から個別処理へと移行が進み、今後さらに合併処理浄化槽の整備を推進していく必要がある。 2．住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ①ニーズを把握した対象 ☐ 受益者 ☒ 一般県民（時期：R03年08月） ②ニーズの変化の状況 ☒ a 増大した ☐ b 変わらない ☐ c 減少した ③ニーズの把握の方法 ☒ アンケート調査 ☐ 各種委員会及び審議会 ☐ ヒアリング ☐ インターネット ☐ その他の手法（具体的に） ④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 ・県民意識調査で「快適で安らげる生活基盤の整備」は県民ニーズが高い。また、生活排水等処理施設の建設・維持管理コストが縮減される広域共同化実現に対する受益者（市町村）の期待は大きい。 ・各市町村の下水道施設の概成により、未普及地域における生活排水処理普及率向上のために合併処理浄化槽の整備が必要不可欠となっており、浄化槽整備のニーズが高まっている。					3．事業目的（どういう状態にしたいのか） 公共下水道、集落排水等などの集合処理施設の整備が不経済な地域において、合併処理浄化槽の整備を促進し、県全体において生活排水処理施設を普及させる。 (重点施策推進方針との関係) ☐ 重点事業 ☒ その他事業				
4．目的達成のための方法 ①事業の実施主体市町村 ②事業の対象者・団体合併処理浄化槽設置者（住民） ③達成のための手段 ・市町村が実施する合併処理浄化槽設置整備事業（国庫補助事業）に対し補助する。 ・補助額＝国庫補助基本額×1／3					5．昨年度の評価結果等 ☒ 継続 ☐ 改善 ☐ 見直しまたは休廃止 ①評価の内容 (一次評価結果) 平成28年度に見直した秋田県生活排水処理構想において、急速に進む人口減少への対応として、効率的かつ経済的な整備手法を設定し、集合処理から個別処理へと計画が見直されたため、合併処理浄化槽のシェアが拡大している。このことから今後も継続的に補助を行い、合併処理浄化槽の整備促進を図るため、市町村と連携しPR活動に努める。 ②評価に対する対応 秋田県生活排水処理構想（第4期構想）の整備計画に基づき、事業を推進している。				

6．事業の全体計画及び財源										単位(千円)	
順位	事業内 記		左 の 説 明		02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	全体(最終)計画
01	合併処理浄化槽設置整備事業費		合併処理浄化槽を設置する者に費用の一部を補助する市町村に対し補助金を交付する。		59,845	59,003	57,313	64,290	64,290	64,290	
財源内記			左 の 説 明		59,845	59,003	57,313	64,290	64,290	64,290	
国 庫 補 助 金											
県 債											
そ の 他											
一 般 財 源					59,845	59,003	57,313	64,290	64,290	64,290	

7. 事業の効果把握するための手法及び効果の見込み										
指標Ⅰ	指標名	浄化槽処理人口普及率							指標の種類	
	指標式	処理人口／計画処理人口×100							☒ 成果指標 ☐ 業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ☐ 該当 ☒ 非該当									
	指 標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	11.1	11.2	11.2	11.3	11.4	11.5	11.6		
	実績b	11.4	0	0	0	0	0	0		
	b/a	102.7%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
	東北及び全国状況		全国汚水処理人口普及率（合併処理浄化槽分）9.3%（R2末）							
	②データ等の出典		下水道マネジメント推進課データ							
	③把握する時期		☐ 当該年度中 月 ☒ 翌年度 09月 ☐ 翌々年度 月							
指標Ⅱ	指標名								指標の種類	
	指標式								☐ 成果指標 ☐ 業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ☐ 該当 ☐ 非該当									
	指 標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度	
	目標a	0	0	0	0	0	0	0		
	実績b	0	0	0	0	0	0	0		
	a/b									
	東北及び全国状況									
	②データ等の出典									
	③把握する時期		☐ 当該年度中 月 ☐ 翌年度 月 ☐ 翌々年度 月							
◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法										
①指標を設定することが出来ない理由										
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										
1次評価										
必要性の観点	課題に照らした妥当性 ☒ a ☐ b ☐ c								評価結果	
	(理由)	秋田県生活排水処理構想に掲げる県民に対する生活排水処理の普及率95%を達成するため、個別処理での整備が経済的な地域に置いて、計画的な浄化槽の整備が不可欠である。								
	住民ニーズに照らした妥当性 ☒ a ☐ b ☐ c									
	(理由)	各市町村の下水道施設の整備が概ね完了を迎えつつあり、個別処理による生活排水処理普及率向上のため浄化槽整備のニーズが高まっている。未普及地域では建物の新築や改築の機会にトイレの水洗化を希望する住民が多く、浄化槽設置希望者への補助は生活基盤の整備として必要である。								
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担） ☐ a ☒ b ☐ c									
	(理由)	☐ 法令・条例上の義務 ☐ 内部管理事務 ☐ 県でなければ実施できないもの ☒ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの								
公共用水域の水質を保全することは、県民の安全な生活基盤を確保するうえで欠くことのできないものであり、浄化槽設置者への経済的負担の軽減を図る必要がある。										

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否○ 可 ● 不可 ○ a 達成率100%以上 ○ b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】 令和3年度実績は未判明だが、当事業は浄化槽を設置しようとする県民に対し補助を行うもので、汚水処理未普及の解消に確実に寄与しており、有効である。	○ A ● B ○ C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和03年度の効果 令和03年度の決算額〕 / 〔令和02年度の効果 令和02年度の決算額〕 = (指標Ⅰ) 〔評価への適用不可又はcの場合の理由〕 〔令和03年度の決算額〕 = (指標Ⅱ) 2 コスト縮減のための取組状況 ○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 浄化槽設置にあたっては、住宅の延べ面積のみから規模を算定するのではなく、実居住人数や将来の居住人数を考慮したうえで規模を決定することで、コスト縮減を図っている。	○ A ● B ○ C
総合評価	● A継続 ○ B改善して継続 ○ C見直し ○ D休廃止 ○ E終了	平成28年度に見直した秋田県生活排水処理構想において、急速に進む人口減少への対応として、効率的かつ経済的な整備手法を設定し、集合処理から個別処理へと計画が見直されたため、合併処理浄化槽のシェアが拡大している。このことから今後も継続的に補助を行い、合併処理浄化槽の整備促進を図るため、市町村と連携しPR活動に努める。
2次評価		
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C ○ A継続 ○ B改善して継続 ○ C見直し ○ D休廃止 ○ E終了	(2次評価対象外)
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
政策評価委員会意見		

事業コード	07010501		政策コード	08	政策名	生活環境						
事業名	農業集落排水事業（公共事業）		施策コード	03	施策名	安らげる生活基盤の創出						
			指標コード	02	施策目標(指標)名	良好な生活排水処理基盤の整備						
部局名	建設部	課室名	下水道マネジメント推進課		班名	調整・広域・共同推進班	(tel)	2461	担当課長名	川村 潤	担当者名	高橋真太郎
評価対象事業の内容												
1－1．事業実施当初の背景（施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか） 地域の特性に応じた整備手法を導入するうえで、当事業は、農村地域におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理し、生活環境の改善と農業用排水の水質保全に寄与する有効な整備手法であることから、計画的な整備促進が必要である。					3．事業目的（どういう状態にしたいのか） し尿及び生活雑排水の集合処理を行うことにより、水質汚濁による農作物への被害の回避、トイレの水洗化による農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。 (重点施策推進方針との関係) ○重点事業 ●その他事業							
1－2．外部環境の変化及び事業推進上の課題 生活排水処理施設は、県民だれもが快適な生活環境を得るために必要な基本的な生活基盤である。県内の農業集落排水事業の計画区域は整備済みであるが、サービス継続のため適切に施設更新を行っていく必要がある。					4．目的達成のための方法 ①事業の実施主体 市町村 ②事業の対象者・団体 市町村（地域住民） ③達成のための手段 施設の整備及び事業費に対する国の交付金事業を活用した補助を行う。							
2．住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ①ニーズを把握した対象 □ 受益者 ■ 一般県民 （時期： R02 年 08 月） ②ニーズの変化の状況 ●a 増大した○b 変わらない ○c 減少した ③ニーズの把握の方法 ■ アンケート調査 □ 各種委員会及び審議会 □ ヒアリング □ インターネット □ その他の手法 （具体的に ） ④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 県民意識調査における「快適で安らげる生活基盤の整備」の県民ニーズが高い。処理場の改築更新に合わせ地区の統合・接続を促進し、効率的な処理方式等の導入によるコスト縮減への期待は大きい。					5．昨年度の評価結果等 ●継続 ○改善 ○見直または休廃止 ①評価の内容 （一次評価結果） 事業実施は妥当であり、継続してコスト縮減や効率的な施設の再編に取り組み、事業運営費の抑制を図りながら、し尿及び生活雑排水の処理サービスの継続的な提供を実現していく。 ②評価に対する対応 処理場の改築更新に合わせ地区の統合・接続を促進し、効率的な処理方式等の導入によりコストの縮減を図った。また、施設の再編計画策定を盛り込んだ生活排水処理構想を反映させ、市町村に対して人口減少を見据えたより効率的な手法による整備を進めるよう指導を行った。							
6．事業の全体計画及び財源												
順位	事業内訳		左の説明			02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	単位(千円) 全体(最終)計画
01	農業集落排水事業（公共事業）		汚水処理施設、管路施設、雨水排水施設等の整備・改築更新に要する経費			404,356	403,689	215,650	300,500	426,000		
財源内訳		左の説明					404,356	403,689	215,650	300,500	426,000	
国庫補助金							404,356	403,689	215,650	300,500	426,000	
県の債												
その他の												
一般財源												

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み									
指標Ⅰ	指標名								指標の種類
	指標式								☐ 成果指標 ☐ 業績指標
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ☐ 該当 ☒ 非該当								
	指 標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度
	目標a	0	0	0	0	0	0		
	実績b	0	0	0	0	0	0		
b/a									
東北及び全国の状況									
②データ等の出典									
③把握する時期 ☐ 当該年度中 月 ☐ 翌年度 月 ☐ 翌々年度 月									
指標Ⅱ	指標名								指標の種類
	指標式								☐ 成果指標 ☐ 業績指標
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ☐ 該当 ☐ 非該当								
	指 標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度
	目標a	0	0	0	0	0	0		
	実績b	0	0	0	0	0	0		
a/b									
東北及び全国の状況									
②データ等の出典									
③把握する時期 ☐ 当該年度中 月 ☐ 翌年度 月 ☐ 翌々年度 月									
◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法									
①指標を設定することが出来ない理由									
当事業は農業集落における、し尿、生活雑排水等の污水处理施設の新設整備・改築更新にかかる事業費に対して補助を行うものであり、供用開始及び施設の機能改善により効果が発現することから、年度毎の効果が見込まれないため。									
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)									
農業集落排水整備状況調査（県下水道マネジメント推進課）で各処理地区の事業費及び供用状況、他処理区への接続状況を把握する。									
必要性の観点	1次評価								評価結果
	課題に照らした妥当性	☒ a ☐ b ☐ c							☒ A ☐ B ☐ C
	理由	秋田県生活排水処理構想で掲げる、県民に対する生活処理排水普及率の目標達成に寄与するとともに、農業集落の生活環境改善や農業用水の水質改善によって、農産物の品質向上を発現しているため、事業実施は妥当である。							
	住民ニーズに照らした妥当性	☒ a ☐ b ☐ c							
	理由	県民意識調査において県民ニーズが高い結果となっており、妥当である。							
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担）	☒ a ☐ b ☐ c							
理由	☐ 法令・条例上の義務 ☐ 内部管理事務 ☒ 県でなければ実施できないもの ☐ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの								
国の実施要綱及び要領に基づく補助事業であり、市町村への指導調整等を県が行う必要がある。									

1次評価										評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 ☐ 可 ☒ 不可 ☐ a 達成率100%以上 ☐ b 達成率80%以上100%未満 ☐ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】									☐ A ☒ B ☐ C
	当事業は、農村集落における、し尿や生活雑排水に関する処理を効率のかつ持続的に行うことを目的とし、施設の老朽化対策や公共下水道への接続、集落排水施設同士の統合による事業の効率化に対する年度別事業効果を算定することが困難であるため。									
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ☐ 可 ☒ 不可 ☐ a 1.1~ ☐ b 0.9~1.1 ☐ c ~0.9 〔令和03年度の効果 / 令和03年度の決算額〕 / 〔令和02年度の効果 / 令和02年度の決算額〕 = (指標Ⅰ) 〔評価への適用不可又はcの場合の理由〕 = (指標Ⅱ)									☐ A ☒ B ☐ C
	2 コスト縮減のための取組状況									
	☐ a 客観的で効果が高い ☒ b 取組んでいる ☐ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】									
総合評価	☒ A継続 ☐ B改善して継続 ☐ C見直し ☐ D休廃止 ☐ E終了									事業実施は妥当であり、継続してコスト縮減や効率的な施設の再編に取り組み、事業運営費の抑制を図りながら、し尿及び生活雑排水の処理サービスの継続的な提供を実現していく。
2次評価										
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C									
	☐ A継続 ☐ B改善して継続 ☐ C見直し ☐ D休廃止 ☐ E終了									
	(2次評価対象外)									
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)									
政策評価委員会意見										